

一般観光客向けホープツーリズム旅行商品造成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「協会」という。）は、ホープツーリズムの要素を加えた一般観光客向け募集型企画旅行商品を造成（以下「事業」という。）する旅行会社に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金の対象及び補助額については別表1で定める。

(申請書の様式等)

第3条 補助金の申請をしようとする者は、事業を実施する日の14日前までに、次に掲げる書類を協会に提出しなければならない。複数の商品について申請を行う場合は、商品ごとに申請を行うものとする。

- (1) 一般観光客向けホープツーリズム旅行商品造成支援補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第1号様式別紙）
- (3) 当該旅行に係る広告媒体案の写し
- (4) 広告宣伝経費が確認できる資料（見積書の写し等）
- (5) ツアー行程表

2 補助金の申請をしようとする者は、前項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更の申請)

第4条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の通知を受けた後に申請の内容を変更又は中止しようとするときは、直ちに次の書類を協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 一般観光客向けホープツーリズム旅行商品造成支援補助金変更（中止）承認申請書（第2号様式）
- (2) 事業変更計画書（第2号様式別紙）※変更の場合のみ
- (3) 広告宣伝経費が確認できる資料（見積書の写し等）※変更の場合のみ
- (4) ツアー行程表 ※変更の場合のみ

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、別表2において選択したプランの変更を伴わず、かつ変更による事業費の減少が交付決定を受けた額の20%を超えないものをいう。

(実績報告)

第5条 補助事業を実施した者は、次に掲げる書類を事業完了の日から14日以内又は令和6年3月8日(金)のいずれか早い日までに協会へ提出しなければならない。

- (1) 一般観光客向けホープツーリズム旅行商品造成支援補助金実績報告書(第3号様式)
- (2) 事業実績報告書(第3号様式別紙)
- (3) 当該旅行に係る広報媒体の写し
※旅行会社名と販売価格が表記されているもの
- (4) 広告宣伝経費が確認できる資料(領収書等の写し)
- (5) 参加人員が記載された最終ツアー行程表 ※ツアーが催行された場合のみ
- (6) ツアー参加者を対象としたアンケートの回答用紙 ※ツアーが催行された場合のみ
- (7) ツアー不催行の理由書 ※ツアーが催行されなかった場合のみ。任意様式

(補助金の交付の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、協会から補助金額の確定通知を受けたときは、一般観光客向けホープツーリズム旅行商品造成支援補助金交付請求書(第4号様式)を速やかに協会へ提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 協会は、補助金の交付を受けた者が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。

別表 1

1 補助対象者

旅行業法第 3 条により旅行業の登録を受けている者。

2 補助対象事業

以下の条件を満たす一般観光客向け募集型企画旅行。

(1) 行程の一部又は全部に別表 2 のいずれかのプランを組み込むこと。

※宿泊、日帰りの別や、別表 2 以外の行程については特に指定しない。

(2) ツアー参加者に対し、協会が指定するアンケートを実施の上、回答用紙を協会に提出すること。 ※回答用紙の集計は協会が行う。

(3) 令和 6 年 3 月 3 日（日）までに完了するツアーであること。

(4) 国及び地方公共団体の補助を受けて造成を行ったツアーでないこと。

3 補助対象経費及び補助額

(1) 補助対象経費

- ・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、WEB 等の媒体への広告掲載費
- ・ホームページで広告を行う場合のページ制作費
- ・チラシ、ポスター等の制作費
- ・DM 等の発送費
- ・その他広告宣伝を実施するため直接必要となる経費

(2) 補助額

1 商品当たりの補助額は、補助対象経費の合計額（消費税抜き）とし、50 万円を上限とする。

また、補助対象となる商品は 1 事業者あたり 6 商品までとし、同一の商品に対する補助は 1 回限りとする。

なお、同一の商品とは、別表 2 のプランが同一で、かつ次の要件を満たさない商品をいう。

- ・別表 2 のプラン以外の行程の内、訪問市町村が 1 か所以上又は訪問施設が 2 か所以上異なる商品

別表 2

プラン	内容又は訪問箇所	手配先
東日本大震災・原子力災害伝承館「一般研修」	東日本大震災・原子力災害伝承館において館内見学を行い、かつ同館において実施する「一般研修」の内、フィールドワーク又は語り部講話を実施すること。	東日本大震災・原子力災害伝承館
プラン 1	①東日本大震災・原子力災害伝承館 ②震災遺構 浪江町立請戸小学校 ③大平山霊園 ④双葉駅周辺（車窓見学）	公益財団法人福島県観光物産交流協会
プラン 2	①東日本大震災・原子力災害伝承館 ②震災遺構 浪江町立請戸小学校 ③大平山霊園 ④中間貯蔵施設	
プラン 3	①東日本大震災・原子力災害伝承館 ②復興に向け果敢にチャレンジする人々との対話 ③震災遺構 浪江町立請戸小学校 ④大平山霊園 ⑤棚塩産業団地（企業進出状況視察） ⑥道の駅なみえ	
プラン 4	①東日本大震災・原子力災害伝承館 ②中間貯蔵施設	
プラン 5	①東京電力廃炉資料館 ②リプルンふくしま	
プラン 6	①とみおかアーカイブ・ミュージアム ②「NPO富岡町法人3.11を語る会」による富岡町フィールドワーク	
プラン 7	①とみおかアーカイブ・ミュージアム ②中間貯蔵施設 ③復興に向け果敢にチャレンジする人々との対話	
プラン 8	①J ヴィレッジ復興セミナー ②檜葉遠隔技術開発センター	

※1 プラン 1 から 8 までについて、訪問箇所の順番は問わない。

※2 プラン 1 から 4 までについては、協会と連携するフィールドパートナー（ホープツーリズムのツアーに同行し、中立・客観的な立場から参加者の学びを導く総合案内人）を同行させること。

※3 プラン 3 又は 7 における「復興に向け果敢にチャレンジする人々」については、協会が指定する者とする。

※4 プラン 8 については、1 ツアー当たりの参加者は 20 名までとする。